



薬害防止のための提言に学ぶ ③

日弁連 「医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の確立を求める決議」

1998年9月18日、日本弁護士連合会（日弁連）は「医薬品被害の防止と被害者救済のための制度の確立を求める決議」を発表している。

薬害事件と薬害防止への取り組みの歴史のなかで、薬害裁判が果たした役割は大きい。裁判の過程で、薬害で苦しむ患者の実態、原因がおおやけになり、その都度、薬事関連法規や薬事行政が一定の程度改善されてきた。告訴を引き受け、運動を組織する弁護士の方々には非常に敬服している。新薬学者集団はサリドマイド、キノホルム（スモン）裁判のころから薬学的資料の提供や支援活動で協力してきた。

この決議は弁護士の方々が数十年間、薬害裁判に取り組み、直近には薬害エイズ裁判に取り組むなかでの決議である。薬害裁判では被告側の国や製薬企業の弁護をする会員もいる弁護士連合会としての決議は非常に意義があるものと評価する。

弁護士による決議なので、その内容は当然 法律の視点からのアプローチとなっている。冒頭に「国は、国民の生命と健康を保持する責任を有する」と憲法と国際人権規約に則り国および製薬企業に対し、以下の諸制度を確立することを求めている。

1. 薬事法を改正し、すべての国民に対する国の医薬品安全性確保義務を明文化する。
2. 国民の、医薬品の安全性・有効性にかんする情報を知る権利を具体化するため、国は実効

性のある情報公開法の制定その他の情報公開システムを整備する。国および製薬企業は、国民に対し上記情報の積極的提供義務を負う。

3. 国民の生命と健康を脅かす疑いのある医薬品について、国民が国に対し、販売中止や回収等の緊急命令等の発動を求めうる申立制度を創設し、国の対応義務や説明義務を含めた手続規定を整備する。
4. 国や製薬企業による医薬品の安全性確保が適切になされているかどうかを監視するため、調査・勧告権限をもち、市民が委員として参加する機関を創設する。
5. 医薬品被害の適正かつ迅速な救済を実現するために、製薬企業の開発危険の抗弁を排するとともに、被害者の立証負担の軽減のための方策を図るべきである。

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を被害者救済のみを目的とする組織に改組し、市民を参加させて運営を公正にし、被害者への補償をより充実させる。

この決議の内容は、その後 2002 年から始まった薬害肝炎裁判で検証されたと感じる。さらに、裁判終了後の 2008 年「薬害肝炎の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が設置され、2009 年 11 月 10 日付で厚生労働大臣あて提出された「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（第一次提言）」にもつながっていることを感じる。

しかし、この決議では医療の専門家の責任に関しては特に言及していない点には不満を感じる。国や企業に課せられた「憲法と国際人権規則に則り国民に対する安全性確保義務」を監視し、実現させる専門家としての責任も追及されてしかるべきではと考える。直接患者さんに接して薬物治療に関わる者、薬剤を取り扱う者の現実には、権限も少なく個々の力は小さいが、そこに、新薬学者集団の役割のひとつを見出すことができるのではと思う。

(八幡朋子)